法制度に関するQ&A

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A. 適正原価制度は許可の更新制度とともに運用される予定となっております。まずトラック運送事業の許可は、５年ごとに更新を受けなければ、効力を失うこととなり、この許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加されます。これにより、適正原価を下回る水準の運賃及び料金の収受又は支払いが継続的に行われ、法第９条の３に反する事業運営が認められる場合には、許可基準を満たさないものとして、更新が認められないこととなります。（続く）

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A.（続き）「適正原価の設定に向けた有識者検討会」の第1回が7月17日に、第2回が8月26日に、第3回が10月1日に開催されました。第2回・第3回の検討会では、各関係団体へのヒアリングや、指摘のあった点の掘り下げ、制度全般に関する検討がなされました。今後もおよそ1ヶ月に1回の頻度で検討会は開催される予定で、年内の提言のとりまとめを想定しています。その後、物流政策推進会議及び運輸審議会の審議を経て告示され、改正トラック法が公布された令和7年6月11日から3年以内に施行される予定となっています。（続く）

国土交通省

Q.適正原価制度はどのような制度なのか。また、現在の検討状況を教えてほしい。

A.（続き）適正原価はあくまで事業の適正な運営に必要な「原価」である一方、荷主等が適正原価の水準を運賃・料金の一つの基準として取り扱い、適正原価水準を上回る運賃・料金を現に収受できているトラック事業者に対して、適正原価水準への運賃引き下げを求めること等も懸念されることから、「適正原価」制度の運賃・料金水準への影響については、慎重な議論が必要と認識しています。
なお、本論点も含めた検討状況については、「適正原価の設定に向けた有識者検討会」もご参考ください。
適正原価の設定に向けた有識者検討会：
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000020.html

Q.荷主はどのように適正運賃を判断すればよいか。相見積りや価格交渉は問題になるのか。

A.適正原価制度においては、トラック運送事業者が収受する運賃・料金が、適正原価を継続して下回らないことを確保することとなっており、個々の取引における運賃・料金を直接規制するものではございませんが、荷主にとっては、他社に運送委託する以上、持続的かつ適正な物流サービスを確保する観点から、事業の適正な運営に必要な原価を踏まえた運賃・料金の設定が重要であると考えています。

（★）

Q.物流効率化投資に伴う費用は誰が負担すべきか。

A.法令上、費用負担を一律に定めるものではありません。
物流効率化により利益を受ける関係者が、それぞれの立場に応じて適切に負担し、取引条件へ反映することが重要です。
また、物流効率化による効果を適正な運賃・料金につなげるため、荷主と運送事業者との十分な協議が期待されています。

Q.運送契約の書面交付では、どの程度まで料金項目を分けて記載する必要があるか。

A.トラック法における交付書面には以下の事項を記載する必要があります。なお、当事者間が運送の役務以外の役務について具体的な作業内容及び対価が認識できるのであれば、記載の粒度は問いません。

①運送の役務の内容及び対価
②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
⑤運賃・料金の支払方法
⑥書面の交付年月日
（★）

Q.港湾地区内での横持ち（港内搬送等）を伴う運送を受託する場合、書面交付義務はどのように適用されるか。実運送事業者が港湾運送事業の許可を有していれば「港湾運送事業法の許可に基づく（運送）事業」にあたり法の対象外となるのか。

A.港湾運送事業者が貨物自動車運送事業を兼営している場合であっても、「当該輸送を港湾運送事業として行っているのか」「一般貨物自動車運送事業として行っているのか」という実態に応じて判断することになります。個別案件について判断に迷う場合には、契約形態や輸送実態を踏まえて地方運輸局へ相談ください。

Q.共同物流や共同配送を実施する場合、委託次数はどのように判断されるのでしょうか。

A.委託次数は、実際の運送契約関係に基づき判断されます。共同物流であっても、一度受託した運送を別の運送事業者へ委託する場合には、委託関係として取り扱われることになります。
なお、具体的な判断は事業スキームによって異なるため、個別案件については地方運輸局等へご相談ください。

Q.物流効率化法では、荷主に対してどの程度まで積載効率向上の取組が求められるのか。自社では車両を保有しておらず、帰り荷の確保等を直接行うことは困難。

A.物流効率化法において、荷主に対して、荷待ち・荷役等時間の短縮及び積載率の向上を図るために、措置を講じる努力義務が課せられております。

　トラック事業者が帰り荷の確保に取り組むことができるように、リードタイムの短い発注を避けることや納期に幅を持たせるなどの荷主としての協力を行うとともに、トラック事業者や寄託先倉庫と協議を行ってください。

Q.納入先で発生する荷待ち時間や荷役等時間について、発荷主にはどこまで把握・改善が求められるのか。

A.発荷主には、納入先で発生する荷待ち・荷役等時間についても、可能な範囲でその状況や改善に向けた取組の実施状況及びその効果を適切に把握することが求められます。

　なお、荷待ち・荷役等時間の把握に当たっては、取引先やトラック事業者に対して協力を求めたり、相談・協議の場を設けたりすることが重要です。

Q.特定荷主の貨物取扱数量の算定において、利用運送事業者を介した貨物も対象になるのか。

A.利用運送事業者を介した貨物も特定荷主の取扱重量の算定対象となります。利用運送事業者を介しトラックを手配する場合、当該運送を委託する荷送人が第一種荷主に該当します。

　また、運送契約は締結しないものの、貨物の受け取り又は引渡しを行う者は第二種荷主に該当します。

　「物流パターンごとの荷主の考え方」を参考にされてください。

※「物流パターンごとの荷主の考え方」：https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001984871.pdf

国土交通省

Q.中長期計画の実現性に不安がある。相談窓口や支援策はあるか。また、各改正法の教育資料（e-ラーニングやパワポ資料）の共有を頂きたい。

A.中長期計画については、提出先の所管省庁にご相談ください。また、国土交通省等では、各制度の説明資料やQ&A等を公表しています。社内教育等にも活用可能ですので、以下の資料をご参照ください。

・物流効率化法について（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html
・物流効率化法理解促進ポータルサイト（説明会資料・アーカイブ動画等）
https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/
・中小受託取引適正化法（取適法）特設ページ（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
・中小受託取引適正化法テキスト（公正取引委員会）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/toriteki_text_r7.pdf
・取適法や物流特殊指定、優越ＧＬ等についてのリーフレット・ガイドブック等（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html
・物流特殊指定特設ページ（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/buturyutokusyushitei/index.html

Q.ドライバーがフォークリフト荷役や検品のための積替え作業を行う場合、どのような場合に問題となるのか。より具体的な基準やガイドラインはあるか。

A.荷主への是正指導指針（001913224.pdf）では、以下のような行為を「契約にない附帯業務」として例示しています。

【例：検収・検品、横持ち・縦持ち、棚入れ、仕分け、ラベル貼り、はい作業　等】

このため、ドライバーがフォークリフトを用いて荷役を行う場合や、検品のための積替え作業を行う場合であって、その業務が運送契約書面に記載されておらず、対価についても合意されていない場合には、「契約にない附帯業務」に該当する可能性があります。（続く）

Q.ドライバーがフォークリフト荷役や検品のための積替え作業を行う場合、どのような場合に問題となるのか。より具体的な基準やガイドラインはあるか。

A.（続き）一方で、個々の場面において、ドライバーが自らの判断で一時的に作業を行った場合や委託者・受託者双方が当該作業を運送の一部として認識し、その対価を運賃に含めることについて合意している場合には、直ちに問題となるものではありません。
ただし、荷主や着荷主から事実上作業を求めている、ドライバーが実施することが恒常化している、作業を行わなければ荷受けできない運用となっている、当該作業について契約上の整理や対価の合意がないといった場合は、「契約にない附帯業務」に該当し得る場合があります。

Q.物流特殊指定における「取引上の地位が優越している」とはどのような場合か。（★）

Q.改正物流特殊指定における「特定発荷主が運送事業者に当該行為をさせる場合に限る」とはどのような意味か。（★）

- 本日は会場参加の方からのご質問を受付けております。
- ご質問の方は挙手にてお願いします。
- ご発言の前に、ご質問者さまの業種【荷主・元請事業者・運送事業者・その他】をお示しの上、ご質問ください。
- なお、オンライン配信もしておりますので、ご所属とお名前は任意で構いません。